

2. オープンスペースの種類に応じた整備基準

以下に示す整備基準等は、前頁まで示した基本的な基準に加えて、整備を行うオープンスペースの種類に応じて適用するものです。

(1) 歩道状空地

a 基本要件

にぎわいやみどりを感じながら安心して歩くことができる、ゆとりある快適な歩行空間を創出するため、道路沿いに計画するものであること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 歩道と一体的に通行が可能なものとして、道路に沿って設けてください。なお、当該歩道状空地は、敷地の道路に接する部分の全長にわたって整備するものとしてください。ただし、複数の道路に接する敷地の場合には、整備の必要性は接する道路ごとに検討してください。
- ・ 歩道状空地の幅は、隣接する歩道等の状況に照らして歩行環境の向上に必要な幅としてください。
- ・ 冬期間も歩行空間としての機能が維持できるように、しつらえてください。
- ・ 歩道と一体的な歩道状空地とするため、歩道との段差は設けないでください。

協議事項

- ・ 歩道状空地の幅は、歩道と合わせた歩行空間の幅員が、下に示す「札幌市歩道施工ガイドライン」の歩道又は自歩道の最低幅員に定める数値以上となるように設定しましょう。この場合、植樹帯等の部分を除いた主に歩行の用に供する部分(有効幅員)を歩行空間と考えます。
- ・ 歩道状空地の内、上記の最低幅員に含まれる部分には工作物を設置せず、主に歩行に供する部分として確保してください。
- ・ 歩行空間が、にぎわいやみどりを感じる快適な空間となるために必要な場合には、必要な幅を上記の歩行空間に加えて設けましょう。
- ・ にぎわいやみどりを感じる快適な歩行空間創出のため、歩行空間の最低幅員に加えて設ける歩道状空地の幅は、特定誘導路線及び歩行者交通量が多い道路（札幌市歩道施工ガイドライン参照）においては 1.5m、その他の道路では 0.5mを目安としてください。

＜札幌市歩道施工ガイドライン【歩道幅員】＞（抜粋）

種別	設置区間	歩道の幅員 (m)	自歩道の幅員 (m) ※5
		最低幅員	最低幅員
歩行者の交通量が多い道路 ※6		3.5	4.0
その他の道路		2.0	3.0

※5 自歩道：歩行者と少数の自転車が混在して通行する道路（自転車歩行者道）をいう。

※6 歩行者の交通量が多い道路：500～600人／日以上を目安とする道路をいう。

- ・ 歩道状空地のうち、主に歩行の用に供する部分を除いた部分を整備する場合は、歩行空間の質を向上させるようなしつらえを工夫し、豊かな歩行空間となるよう検討しましょう。
- ・ 歩道状空地を活用して、一時占用的な利用を行う場合には、主に歩行に供する部分を除いた部分で行うこととしてください。

設計のポイント

◆ベンチや植栽等の効果

快適な歩行空間の創出のために設ける休息のためのベンチや、空間にうるおいを与える植栽などは、歩行空間の質を向上させることができます。



歩道と一体的な歩道状空地と建物・植栽の関係の例

◆バリアフリーの観点

滑りにくい舗装や、緩やかな勾配（縦断方向 5%以下、横断方向 2%以下）とすることにより、歩行者や車いすを利用する方などが安全かつ円滑に通行することができます。

◆一時占用的な利用

十分な歩行空間を確保した上で、歩道状空地を活用して一時的なカフェスペースを設けるなど、ゆとりをもって整備された歩道状空地の有効活用を行うことにより、にぎわいやみどりを感ずる快適な歩行空間の創出につながります。

■ 歩道状空地創出の効果をさらに高める取組 ■

i 誘導用途と一体的に機能する歩道状空地

a 基本要件

地域交流拠点の主要な路線に面して生活を支える機能やにぎわいを生む機能を配置し、これと一体的に機能するよう整備した歩行空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 特定誘導路線に接する敷地において、当該路線に面して設けられた誘導用途（運用方針第3章 3-2 の別表に定める用途）に供する部分に面して、これと一体的に機能する歩道状空地としてください。
- ・ 誘導用途に供する部分は、建築物の1階部分に設けるものとし、その面積は敷地面積の10%以上としてください。
- ・ 誘導用途に供する部分の出入口は、歩道状空地の機能を高める位置に設けてください。
- ・ 建築物1階の特定誘導路線に面する部分には、住室又は住戸を設けないでください。なお、隅切り部も特定誘導路線に面する部分とみなします。

協議事項

- ・ 誘導用途に供する部分は、ガラスのファサードとするなど、建物内部の様子が歩行者から見えるようなデザインとしましょう。

ii 特定誘導路線沿いの歩道状空地

a 基本要件

にぎわいの連続を特に積極的に進めるため、特定誘導路線に面して整備した、人が集まる場所としての地域交流拠点の魅力を高める歩行空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 建築物1階の特定誘導路線に面する部分には、住室又は住戸を設けないでください。
- ・ 路線沿線のにぎわいを分断させず、オープンスペース内での居心地を損ねることのないよう、しつらえてください。

iii 屋外の屋根で覆われた歩道状空地

a 基本要件

季節や天候を問わず快適に移動できる歩行空間であること。

b 形状・規模等

整備 基準

- ・ ピロティや雪よけの庇等が設けられた空間など、原則として全幅員が屋根で覆われた歩道状空地としてください。
- ・ 季節や天候を問わず快適に利用できるしつらえとしてください。

協議 事項

- ・ 快適な歩行環境創出のため、天井の高さは 3.0m 以上、屋根で覆われた部分の最低幅は 2.0 m としてください。
- ・ 歩道状空地の内、一部にのみ屋根を設ける場合も有効です。ただし、屋根を設ける部分が一部の方が快適な歩行空間の創出に寄与すると認められる場合に限りま。
- ・ 歩道状空地内に柱を設ける場合には、歩行空間の機能を妨げない位置や大きさとしま。

設計のポイント

◆維持管理のしやすい屋根

屋根は安全性に配慮されたもので、経年変化に強く、維持管理がしやすいものとするにより、天候に左右されない快適な歩行環境を維持することができます。

◆屋根の高さ

屋根の高さは、歩行者が感じる空間の広がり感に影響を与えます。天井が高く開放的な歩行空間とすることにより、快適な歩行環境の創出につながります。



屋根のある歩道状空地の例

(2) 敷地内貫通通路

a 基本要件

にぎわいやみどりを感じながら、快適に敷地内を通り抜けできる歩行空間を創出するために計画するものであること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 敷地を貫通して道路、公園、オープンスペース等を相互に有効に連絡し、歩行者が自由に、かつ、快適に通り抜けできるものとしてください。
- ・ 敷地内貫通通路（以下「通路」という。）の幅員は、有効幅員 2.0mを最低限設けた上で、当該通路が接する部分や周辺建物立地状況に照らして、歩行環境の向上に必要な幅としてください。
- ・ 公共的な通路であることが容易に認識できるしつらえとしてください。
- ・ 端から端を見通すことができる通路としてください。
- ・ 原則として道路、公園、オープンスペース等との段差や通路内における段差は設けないでください。

協議事項

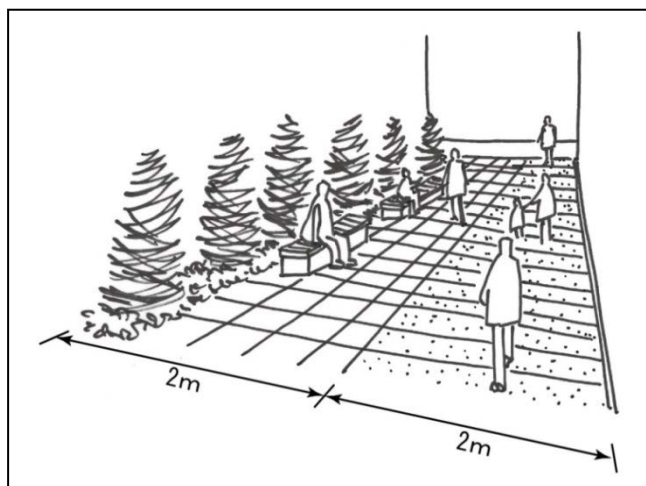
- ・ 通路の機能を高めると認められる場合には、段差を設けても良いこととします。
- ・ 通路の内、有効幅員 2.0mの部分には工作物を設置せず、主に歩行に供する部分として確保してください。
- ・ 上記の最低幅員を満たした上で、にぎわいやみどりを感じる快適な歩行空間を創出するために必要な幅について、主に歩行に供する部分と併せて幅 4.0mを目安に検討してください。
- ・ 通路を建物内に設ける場合は、舗装材や誘導サインなどにより、公共的な通路であることが容易に分かるしつらえとしましょう。
- ・ 通路を活用して、一時占用的な利用を行う場合には、主に歩行に供する部分を除いた部分で行うこととし、占用利用を想定している場合には、そのためのしつらえに十分留意して整備をおこなってください。

設計のポイント

◆快適な通路のしつらえ

通路のうち、歩行空間として確保する最低幅 2.0mを除いた部分は、快適な通路となるよう、空間の質を高めるような樹木やベンチなどをしつらえると効果的です。

また、通路の壁面にアートを設けたり、照明による空間の演出をすること等により、歩いて楽しい空間となります。



■ 敷地内貫通通路創出の効果をさらに高める取組 ■

i 誘導用途と一体的に機能する敷地内貫通通路

a 基本要件

地域交流拠点の主要な路線に面して生活を支える機能やにぎわいを生む機能を配置し、これと一体的に機能するよう整備した歩行空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 特定誘導路線に接する敷地において設ける敷地内貫通通路（以下「通路」という。）で、誘導用途（運用方針第 3 章 3-2 の別表に定める用途）に供する部分に面して、これと一体的に利用できるものとしてください。
- ・ 誘導用途に供する部分は、建築物の 1 階部分に設けるものとし、その面積は敷地面積の 10% 以上としてください。また、原則として特定誘導路線に面して設けるものとしてください。
- ・ 誘導用途に供する部分の出入口は、通路の機能を高める位置に設けてください。
- ・ 建築物 1 階の特定誘導路線に面する部分には、住室又は住戸を設けないでください。なお、隅切り部も特定誘導路線に面する部分とみなします。

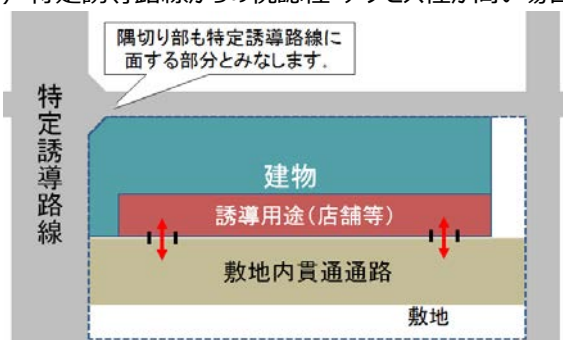
協議事項

- ・ 誘導用途に供する部分は、ガラスのファサードとするなど、建物内部の様子が歩行者から見えるようなデザインとしましょう。
- ・ 誘導用途に供する部分の出入口は、通路に面して設けるようにしてください。また、誘導用途に供する部分が特定誘導路線に面している場合には、原則として特定誘導路線に面する部分にも出入口を設けるようにしてください。
- ・ 特定誘導路線に面していない位置に誘導用途を設ける場合は、特定誘導路線からの視認性が高く、アクセスしやすい配置としてください。若しくは、屋内の通路沿いに誘導用途に供する部分と一体的に設け、かつ、敷地外から容易に視認できる位置に誘導サインを設けてください。

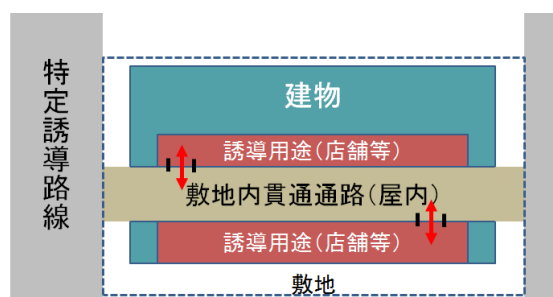
設計のポイント

◆ 特定誘導路線に面していない誘導用途の例

(1) 特定誘導路線からの視認性・アクセス性が高い場合



(2) 屋内の通路と一体的に設ける場合



ii 特定誘導路線に接続する敷地内貫通通路

a 基本要件

にぎわいの連続を特に積極的に進めるため、特定誘導路線に接続する、人が集まる場所としての地域交流拠点の魅力を高める歩行空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 建築物 1 階の特定誘導路線に面する部分には、住室又は住戸を設けないでください。
- ・ 路線沿線のにぎわいを分断させず、オープンスペース内での居心地を損ねることのないよう、しつらえてください。

iii 屋外の屋根で覆われた敷地内貫通通路

a 基本要件

季節や天候を問わず快適に移動できる歩行空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ ピロティや雪よけの庇等が設けられた空間などの屋根で覆われた敷地内貫通通路としてください。
- ・ 季節や天候を問わず快適に利用できるしつらえとしてください。

協議事項

- ・ 快適な歩行環境創出のため、天井の高さは 3.0m 以上、屋根で覆われた部分の最低幅は 2.0 m としてください。
- ・ 敷地内貫通通路の全幅員の内、一部にのみ屋根を設ける場合も有効です。
- ・ 敷地内貫通通路内に柱を設ける場合には、歩行空間の機能を妨げない位置や大きさとしてください。

設計のポイント

◆維持管理のしやすい屋根

屋根は安全性に配慮されたもので、経年変化に強く、維持管理がしやすいものとするにより、天候に左右されない快適な歩行環境を維持することができます。

◆屋根の高さ

屋根の高さは、歩行者が感じる空間の広がり感に影響を与えます。天井が高く開放的な歩行空間とすることにより、快適な歩行環境の創出につながります。

iv 屋内の敷地内貫通通路

a 基本要件

季節や天候を問わず快適に移動できる歩行空間であること。

b 形状・規模等

整備 基準

- ・ 建物内を貫通する空間など、屋内の敷地内貫通通路としてください。
- ・ 季節や天候を問わず快適に利用できるしつらえとしてください。

協議 事項

- ・ 快適な歩行環境創出のため、天井の高さは3.0m以上としてください。
- ・ 通路部分の舗装材やサインによる誘導などにより、公共的な通路であることが容易に認識できるように、しつらえましょう。
- ・ 冬期間も暖かく快適に利用できる空間としてください。

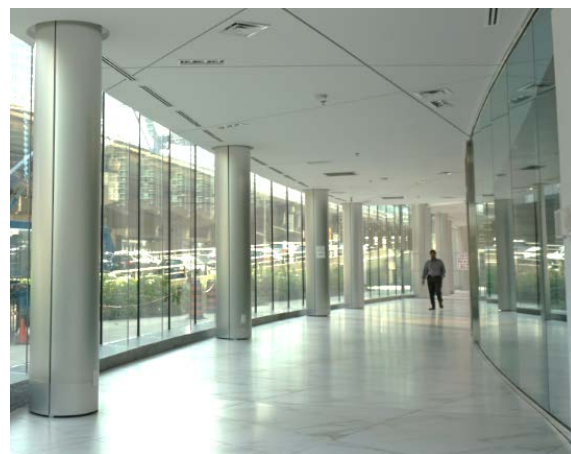
設計のポイント

◆快適な屋内型通路

屋内型の通路を利用する際には、通路の明るさや見通しに配慮するとともに、十分な幅と高さの通路とすると、安心感が得られます。また、通路としての機能に留まらず、楽しみながら歩くことのできる工夫など、空間の質を高めるようなしつらえを検討することも大切です。

◆天井の高さ

天井の高さは、歩行者が感じる空間の広がり感に影響を与えます。天井が高く開放的な歩行空間とすることにより、快適な歩行環境の創出につながります。



屋内の敷地内貫通通路の例

(3) 公共駐輪場

a 基本要件

地下鉄駅等の周辺において、放置されている多数の自転車やそれらの自転車による通行の支障を解消し、ゆとりある歩行空間を形成するために計画するものであること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 本市の駐輪対策部局※7 と協議のうえ設ける、一般公共の用に供する自転車等駐車場（以下「公共駐輪場」という。）としてください。
- ・ 敷地周辺の駐輪場充足状況に応じた一定規模以上のものとしてください。
- ・ 位置・構造・出入口について一般利用に配慮がなされているものとしてください。

協議事項

- ・ 構造については、本市の駐輪対策部局と協議してください。
- ・ 公共駐輪場の出入口及びアプローチによる歩行空間や滞留空間の分断は、必要最小限の範囲としてください。
- ・ 公共駐輪場サインは、適度な大きさ・表示内容とするとともに、視認性の良い配置やデザインとしましょう。
- ・ 公共駐輪場の設置により、新たな通行の支障や景観上のマイナス要素を生み出すことのないよう、配慮しましょう。

設計のポイント

◆公共駐輪場と歩行空間の関係

敷地際に公共駐輪場を設ける際には、歩行空間への干渉による新たな通行の支障が懸念されます。あらかじめ懸念事項への配慮を行うことが快適な歩行空間の創出につながります。

◆公共駐輪場の配置における留意点

公共駐輪場は、視認性がよく、利用しやすいことが重要である一方で、通りとしての賑わいの連続性などを分断する要素にもなり得ることから、それらのバランスを見極めることが重要です。

◆景観上の配慮

公共駐輪場に上屋を設ける場合に、敷地内の建築物のデザインと相反しないようにすることにより、景観上、建築物等と一体的な空間形成が期待できます。また、駐輪ラックを設置するなど、雑多な印象とならないよう景観上の配慮を行うことが大切です。

※7 駐輪対策部局：札幌市建設局総務部自転車対策担当課（平成 29 年 1 月現在）

(4) 滞留のための広場

a 基本要件

誰もが自由に座り、滞留できる質の高い多様な空間などのにぎわい・交流が生まれる場を充実していくために計画するものであること。

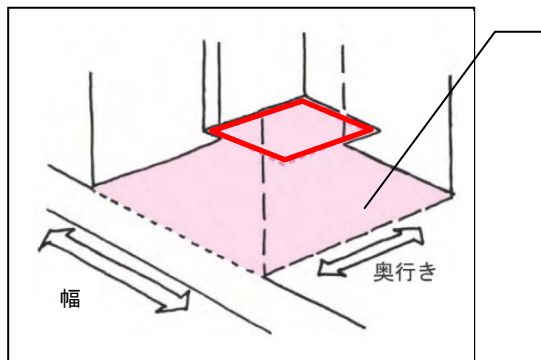
b 形状・規模等

整備基準

- ・ 屋外に設ける広場の場合には、原則として敷地が接する道路に広場の一边以上が接するように計画してください。ただし、当該道路に沿って歩道状空地が設けられている場合には、当該歩道状空地に接して設けるものとしてください。
- ・ 一の広場の面積は、原則として敷地面積の 10%以上としてください。
- ・ 誰でも自由に利用できる広場であることが、容易に認識できるしつらえとしてください。
- ・ 質の高い滞留空間とするため、広場の機能や形態等に応じて、十分な椅子と植栽を効果的に配置してください。
- ・ 原則として、接する道路や歩道状空地（以下「道路等」という）との段差は設けないようにしてください。

協議事項

- ・ 屋外に設ける広場は、最も幅員の広い道路（特定誘導路線に面する場合は特定誘導路線）に接して設けてください。ただし、敷地周辺の特性等を踏まえ、広場を最も幅員の広い道路に接して設けない方が、広場の機能や魅力を高める場合はこの限りではありません。
- ・ 屋内に設ける場合には、誘導サインなどで誰もが利用できる広場であることが容易に分かるようにしてください。
- ・ 広場の機能を高めると認められる場合には、道路等との段差を設けても差し支えありません。
- ・ 道路等又は敷地内貫通通路に、広場の全周の 8 分の 1 以上が接するようにしてください。ただし、屋内に設ける場合は、この限りではありません。
- ・ 道路等との境界線から 2.0m 以上の奥行きを確保しましょう。また、幅が 4.0m 以下となる部分のない形状としてください。ただし、屋内に設ける場合における、広場の幅や奥行きはこの限りではありません。
- ・ 幅員 2.0m を目安に道路に沿って設けられ、通りを歩く人が気軽に立ち寄って憩える魅力的な広場である場合に限り、一の広場の面積は敷地面積の 10%に満たなくても差し支えありません。
- ・ 広場に面する建築物の 1 階部分には、原則として住室又は住戸を配置しないでください。
- ・ 広場を活用して、一時占用的な利用を行う場合には、そのためのしつらえに十分留意して整備をおこなってください。



◆心地良いと感じるスケール感

ひとまとまりの滞留空間は、空間を分節するなど、利用者の利用目的を想定したスケール感を検討することで、リラックスできる居心地のよい空間となります。なお、椅子や植栽の配置により領域性を高めた囲まれた空間とするなど、適切なスケール感とすることで、ゆっくりとくつろげる空間を創出できます。

◆敷地外の機能との一体化

カフェ等の用途が隣地の1階部分に設けられている場合には、それら敷地外の部分と一体的又は連続的に機能するよう広場を設けることが広場の機能や魅力の向上につながります。

◆使われ方を想定したデザイン

休憩や会話、イベントの開催など、多様な利用を想定し、利用者が快適で心地よいと感じられる空間となるよう計画しましょう。

◆プライバシーへの配慮

広場に面する部分に、やむを得ず住室又は住戸を設ける場合には、目隠しとなる植栽を設けるなどの工夫により、プライバシーを確保しましょう。

◆工作物の効果的な配置

広場をより居心地のよい空間とするため、広場の利用者や使い方に合わせて、広場の機能や魅力を高める工作物を設置しましょう。なお、工作物を設ける場合には、広場の出入口付近への配置を控えるなど、広場への入りやすさを考慮しましょう。

◆空間構成の工夫による魅力的な空間づくり

ゆるやかに床の高さを変えたり、樹木を配置することなどにより空間を区画することや、段を設けて立体的に空間構成することにより、壁などの仕切りを設けずに魅力的な空間ができます。

◆広い道路に面した配置

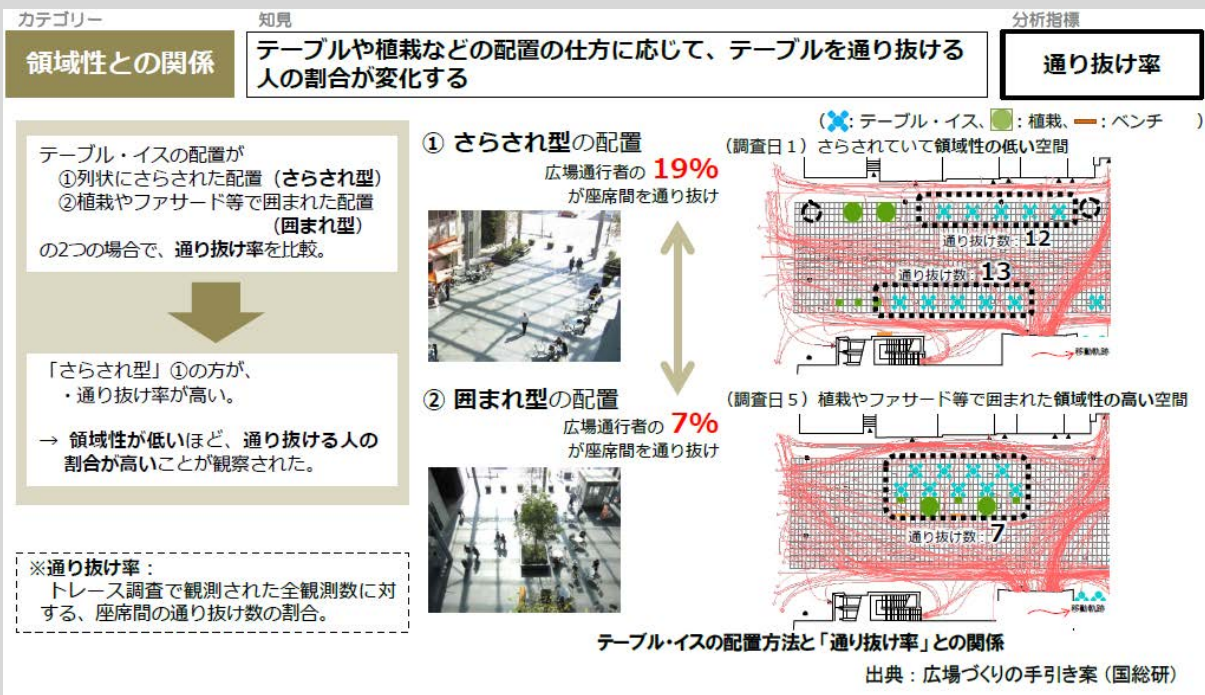
歩行者量が多く、幅員の広い道路に接して設けることで、多くの人が利用しやすい広場となります。

◆領域性の高い空間の効果

国土交通省が実施した実証実験から「領域性の高い囲まれた空間の方が、多く利用される」ということが分かりました。

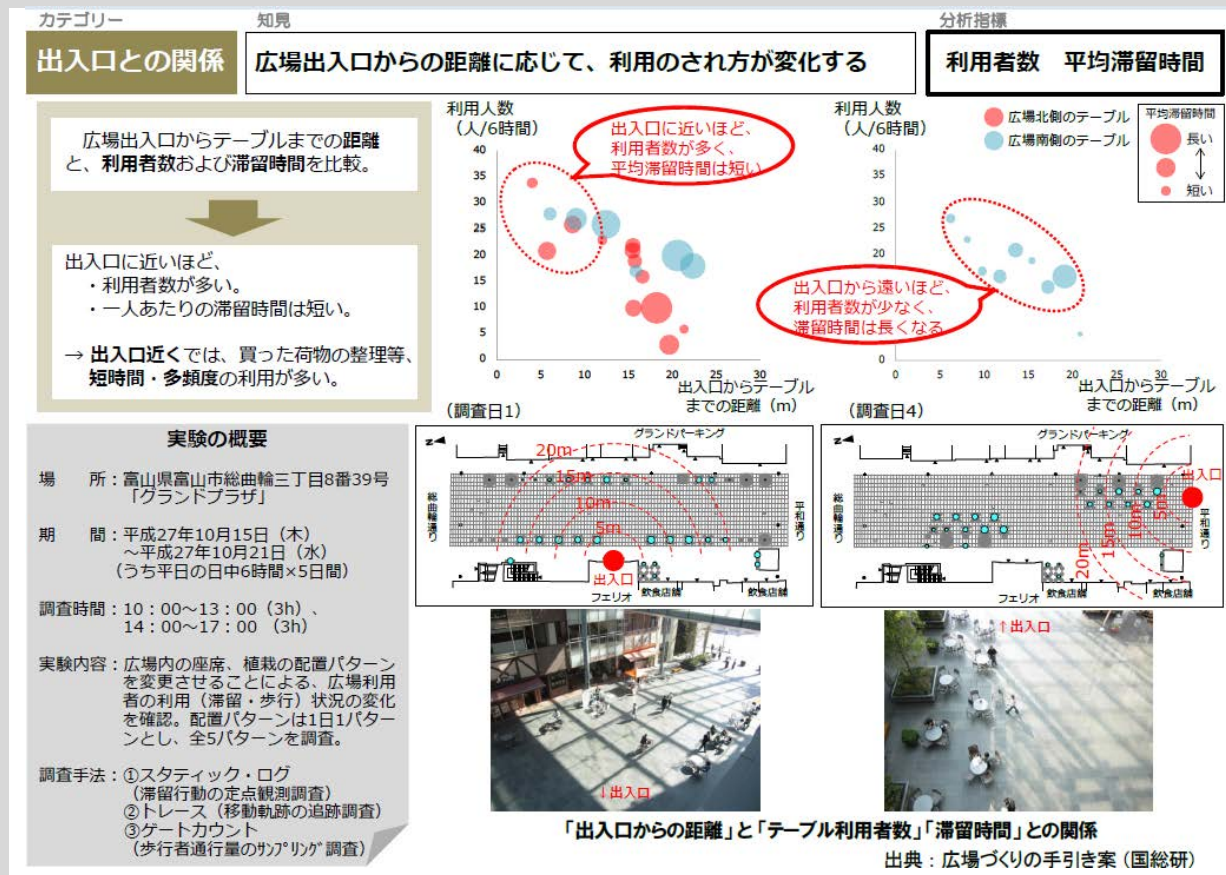


また、「領域性の高い空間の方が通り抜ける人が少なく、ゆっくりとくつろげる空間」となるということも分かりました。



◆広場の出入口付近への配置の効果

「広場の出入口近くの空間は、短時間ではあるが多くの人が利用する」ということが分かりました。



c 椅子

協議事項

- ・ 広場の面積 6 m²当たり 1 人分のベンチ等の椅子を設置してください（1 人分当たり座面幅 60 cmを目安）。
- ・ 椅子の種類（デザイン）は 2 種類以上としましょう。
- ・ 椅子の種類は、広場の利用者や利用の目的を想定して計画してください。

設計のポイント

◆椅子のデザインの多様性

利用者の目的に応じて利用できる、様々な種類の椅子を設置することにより、滞留空間での多様な過ごし方を引き出すことができます。

◆背もたれのある椅子

椅子の種類を検討するにあたって、長時間の落ち着いた利用を促すためには、背もたれのある椅子を選ぶと効果的です。また、背中が守られることにより安心感が得られます。

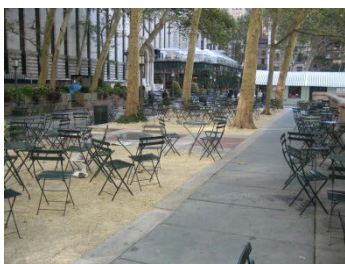
◆他の機能と一体となった椅子

整然と椅子だけが設置されていると、利用者がいない時に淋しさや歓迎されていない感じを受けることがあります。植栽柵の立ち上がりなどの他の機能と一体となった椅子のデザインにより、利用者の少ない時でも、淋しく見えないよう工夫することができます。

◆椅子の種類

椅子は、デザインや使われ方により様々な種類があり、椅子以外の機能を持った工作物について、座ることも出来るようにデザインされているものがあります。

椅子の種類の例	可動椅子（&テーブル）、スツール、ベンチ、縁台など
他の機能と一体となった椅子の例	座るためにデザインされた植栽柵の立ち上がり、座れる段（ステップ）など



可動椅子



スツール



背もたれのあるベンチ



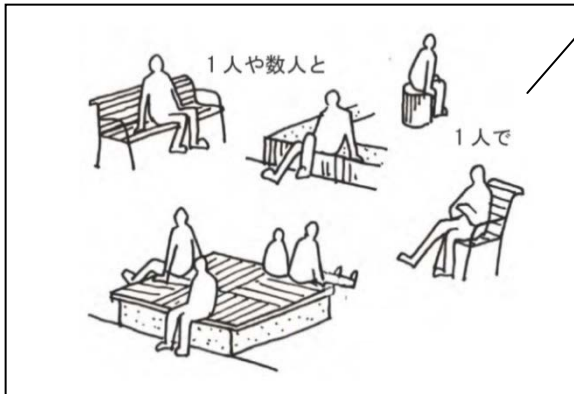
縁台



植栽柵の立ち上がり



座れる段



◆椅子の大きさの目安

椅子の幅：

- ・ 1人掛け用 幅 40 cm以上
(可動イスはテーブルとセットで配置)
- ・ 2人掛け以上：1人分当り幅 60 cm以上

座面高さ：40～50 cm

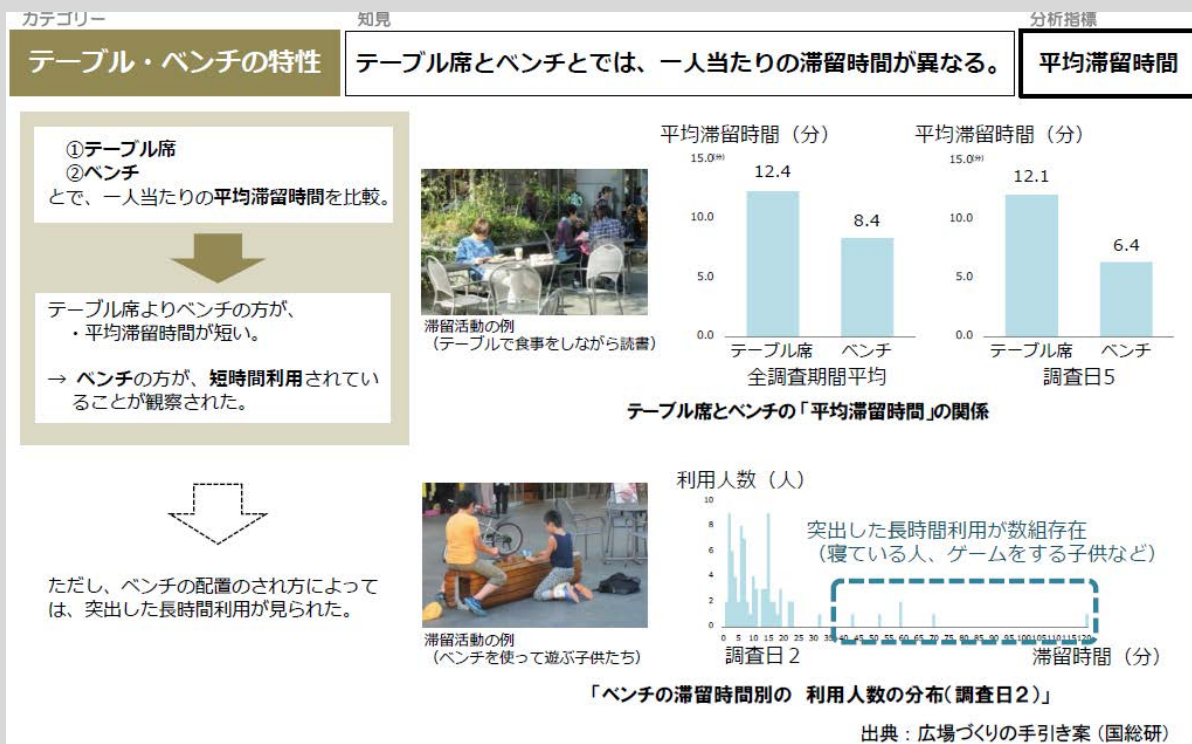
奥行き：40 cm以上（植樹脇では 50 cm以上）

◆テーブル席設置の留意点

テーブル席は相席利用されにくいため、椅子とテーブルの数のバランスに留意しましょう。

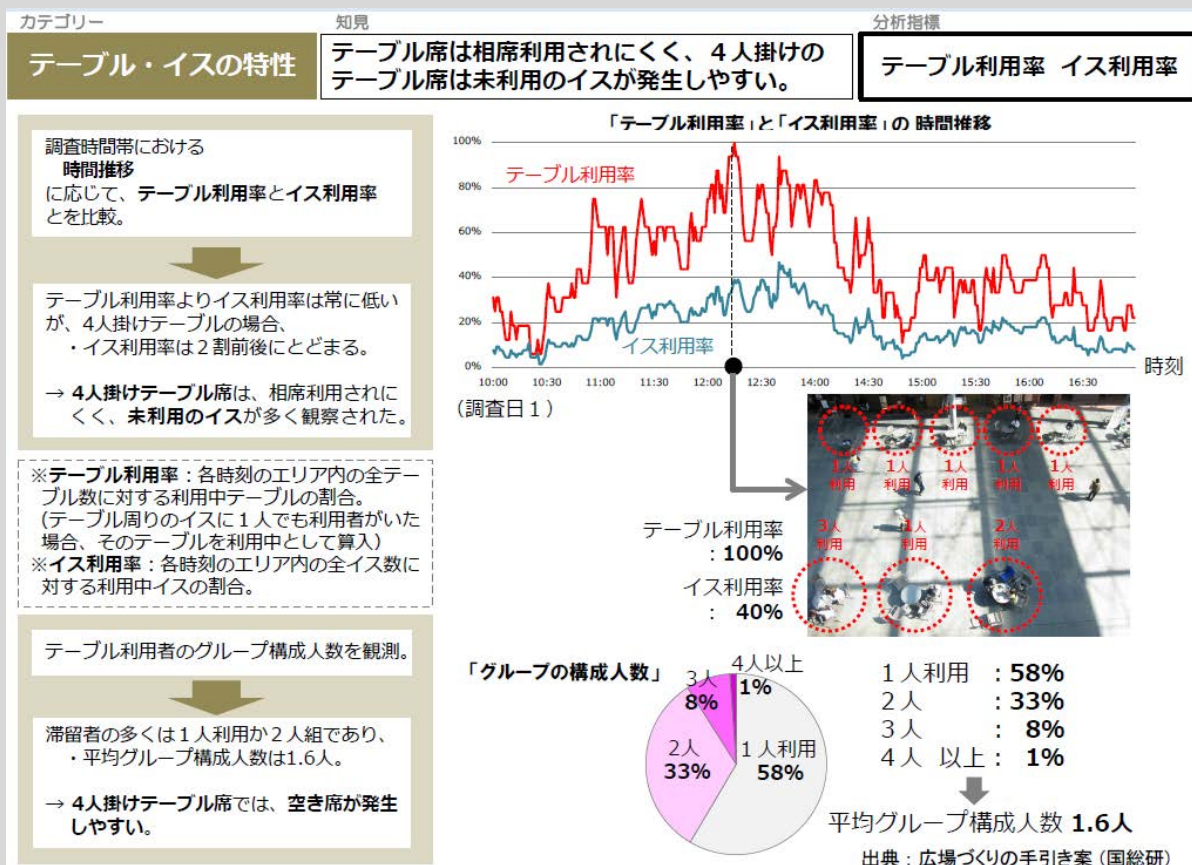
◆テーブル席の効果

国土交通省が実施した実証実験から「ベンチよりも可動椅子とセットになったテーブル席の方が長時間利用される」ということが分かりました。



◆テーブル席設置の留意点

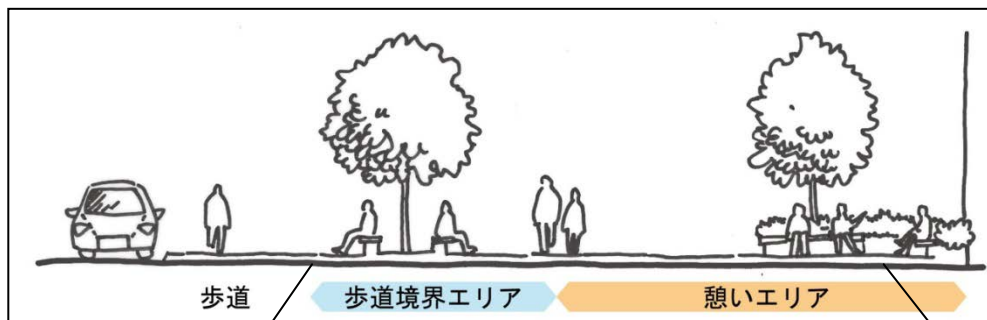
「テーブル席を利用するグループは平均 1.6 人であり、椅子とテーブルの数のバランスを考えないと使われない椅子が増えてしまう」ことも分かりました。



協議事項

- ・ 椅子の位置、配置の仕方については、広場の利用者や利用の目的、日照等の条件を想定した上で計画してください。
- ・ 歩道との境界付近や広場が面する建物の出入口付近など、広場の主要な出入口となる部分には、椅子を配置するようにしてください。

設計のポイント



◆歩道境界エリアの利用のされ方

歩道境界エリアは1人で利用する人が多いと言われています。通行人を眺めたり、携帯電話を操作したり、バスの待ち合わせをするなど、使い方を想定して椅子をデザインしましょう。1人での利用者には、ちょっとした腰掛けや、プライバシーが保たれる横並びに座れる椅子が望まれます。

◆利用者を想定した配置や椅子の種類

何名かのグループで利用する人たちは、上図「憩いエリア」のように、歩道から離れた広場の奥側を好むと言われています。椅子を向かい合わせや直角に並べたり、自由に動かせる椅子を配置することで、グループでの利用に適した環境を創出できます。

◆居心地向上のための領域づくり

滞留空間の形態や植栽などのデザインに合わせて、窪みやコーナーを上手く利用することで、居心地のよい椅子の配置が可能です。



◆歩道付近への椅子の配置

広場の内、歩道との境界付近へ椅子を配置することで、通りすがりの人を滞留空間へ誘い込むことができます。また、歩道付近に滞留する人がいることで、通りとしての活気が創出されます。



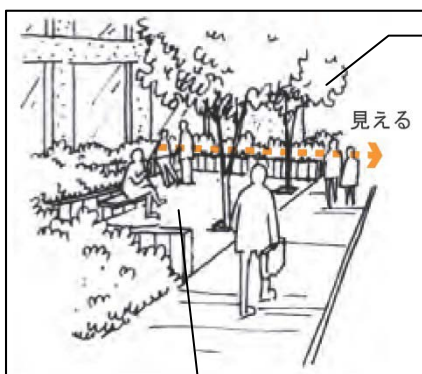
◆微気候や環境に配慮した椅子の配置

季節ごとに日向や日陰になる場所を予測し、気候条件に合わせて利用者が快適に座れる場所への椅子の配置や、緑陰を感じられる樹木の配置を検討しましょう。また、ビル風、騒音、粉塵など不快な影響が予想される場所では、軽減策を検討する必要があります。



- ・ 椅子に座ったときの眺めや座り心地を想定し、利用者の居心地を高める椅子の配置やデザインとなるように計画しましょう。

設計のポイント

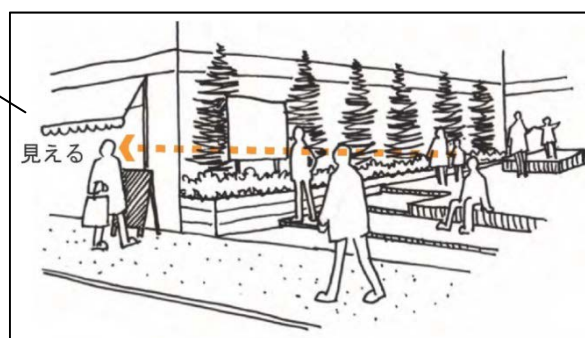


◆椅子からの見通しの確保

樹冠が目線より高い樹木を配置するなど、領域性の高い囲まれた空間とのバランスを考慮した上で、椅子から眺める対象物への見通しを確保しましょう。

◆眺めのよい椅子の配置

通行人、樹木や街並み、遠景の山並みなどを眺められるように椅子を配置すると、座った人が眺めを楽しむことができます。
また、床の高さを変えたり、座れる段を設けると、普段とは違った眺めを楽しむことができます。



◆座る領域の確保

歩行者の動線上に配置された椅子では、座っていても落ち着かないものです。座った時に背中が背もたれや壁などに守られ、横にも植栽などが配置され、座る領域が確保されていると安心して座ることができます。舗装材の違いなどにより、足元の領域が歩行空間と分けられていると、より落ち着いて座ることができます。



◆椅子の素材の留意点

椅子は人が触れるものであることを踏まえ、座りやすさを想定してデザインすることが大切です。大きさだけでなく、素材にも配慮しましょう。木など暖かみのある材質や、メンテナンスのしやすい材質が望まれます。

◎参考例

【広場における椅子の配置・デザイン】

ポイント：多様なニーズに対応したデザインと配置、滞留空間に調和したデザイン、座りやすい高さや角度・素材



広場を見渡すことが可能で植栽と一体となった滞留しやすいベンチ



オープンカフェと一体となった広場に自由に動かすことの出来る椅子



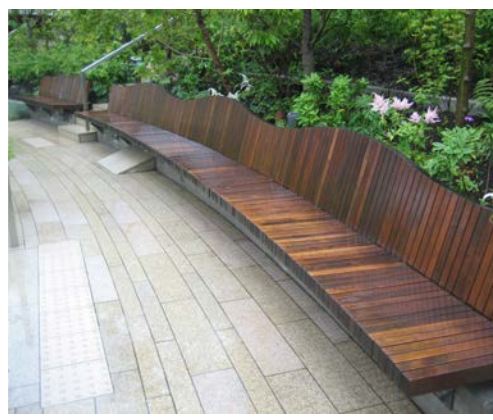
広場には多様なデザインの椅子を配置



囲まれ感と高低差のある広場にアクセントカラーが映える椅子を配置



店舗、椅子、植栽をバランスよく配置



植栽と一体となった背もたれのある木製のロングベンチ

d 植栽

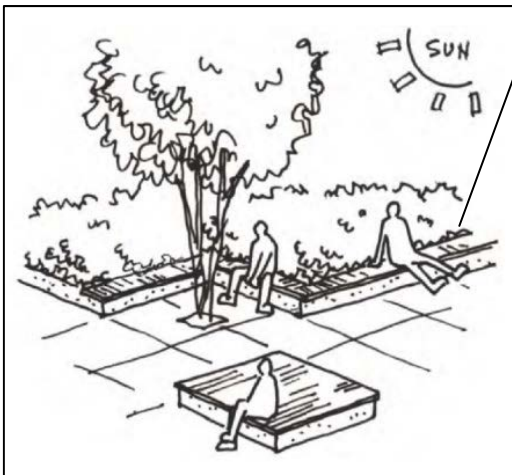
整備 基準

- ・ 広場の機能や魅力の向上のため、一般の利用を妨げない範囲で、質の高い十分な植栽を広場内に積極的に設けましょう。

協議 事項

- ・ 広場に設ける植栽は、広場の整備面積に対して、原則として緑化率 40%以上を整備してください※8。なお、緑化率の算出については、別表（P47）の緑化率算定式及び緑化面積換算表（「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に定めるものとは異なります。）を用いて行うこととします。

設計のポイント



◆滞留空間における緑陰づくり

風や日差しを程よく和らげてくれる植栽の配置は、人々が腰かける場所を選ぶ際の要素のひとつです。日向、緑陰を感じられる場所、屋根などによる日陰など、滞留空間として様々な表情をもつ広場は、滞留する場所の選択行動を促します。

◆植栽帯や植栽柵のデザイン

植栽帯や植栽柵の立ち上がりを腰掛の機能と一体となった椅子としてデザインするなど、広場空間の良好なデザインのため、多様なしつらえを検討しましょう。

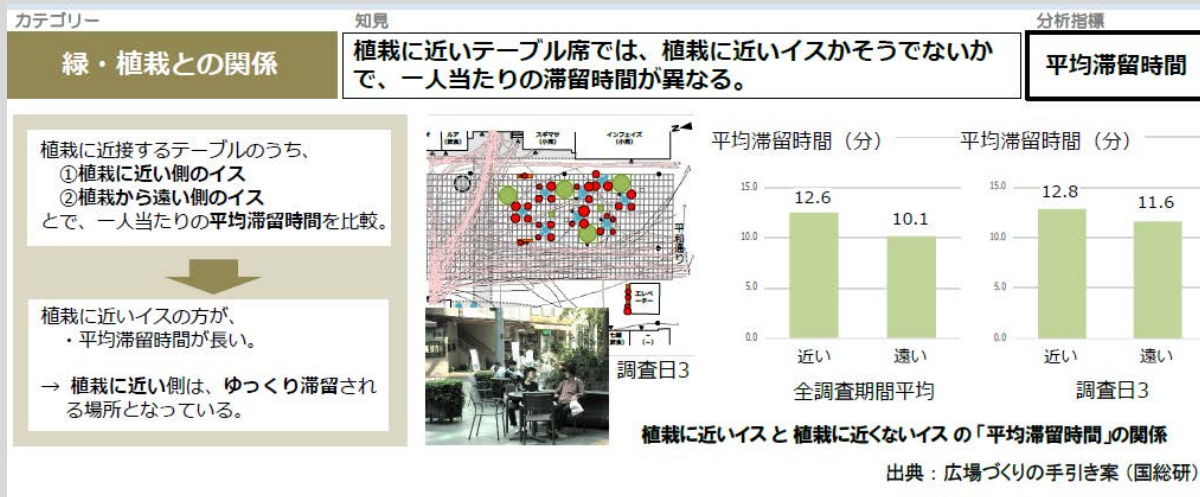


※8 「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に定める緑保全創出地域内における現状変更行為の許可の基準は別途満たす必要があります。

コラム 《広場レイアウトのポイント》

◆滞留空間における植栽の効果

国土交通省が実施した実証実験から「植栽に近接するイスの方が滞留時間が長い」ということが分かりました。



別表

[オープンスペースに係る緑化率算定式]

広場における緑化率＝緑化面積÷広場面積×100（％）

[緑化面積換算表] ～「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に定めるものとは異なります。

自然的要素の種類	単位	係数値	屋内緑化の係数値
高さ 10m以上の樹木	本	25	75
高さ 6m以上 10m未満の樹木	本	10	30
高さ 4m以上 6m未満の樹木	本	8	24
高さ 2m以上 4m未満の樹木	本	5	15
高さ 1m以上 2m未満の樹木	本	1	3
高さ 1m未満の樹木	株	0.5	1.5
生 垣	延長距離（m）	1	3
ツ タ 類	延長距離（m）	1	3
壁面緑化（補助資材を設置するもの）	補助資材設置部分面積（㎡）	1	3
芝 生	水平投影面積（㎡）	0.5	1.5
池その他これに類するもの	水平投影面積（㎡）	0.5	1.5
花	水平投影面積（㎡）	1	3
庭 石 類	水平投影面積（㎡）	0.2	0.6
その他魅力あるみどりを創出するもの	協議による	協議による	協議による

[緑化面積の換算方法]

- 1 緑化面積は、表の左欄に掲げる自然的要素の本数、株数、延長距離又は面積にそれぞれの自然的要素ごとに表に掲げる係数値を乗じて換算することとします。なお、その単位は平方メートルとします。
- 2 建築物の屋内に設ける自然的要素については、表の右欄に掲げる屋内緑化の係数値を乗じて得た数値を当該屋内緑化における緑化面積として算出することとします。
- 3 自然的要素の保全と創出を促進するため、原則として地植えのものを緑化面積換算の対象とするが、可動式植栽柵による植栽についても、恒久的に魅力あるみどりの創出に寄与すると認められるものに限り、自然的要素の種類に応じて、緑化面積換算の対象とするものとします。
- 4 「札幌市緑の保全と創出に関する条例」に定める緑保全創出地域内における現状変更行為の許可の基準は別途満たす必要があります。なお、広場における緑化面積換算表は条例に定めるものとは異なります。

[自然的要素の説明]

樹木	・ 樹高30cm以上の樹木をいいます。 ・ 樹木の高さは、新たに植栽をする場合は植栽時の高さをいいます。 (本頁下段に規定するシンボルツリーとして植栽する場合を除きます。)
生垣	・ 新植する場合は、樹高 50 cm以上で 1 m当たり 3 本程度の植栽をするものをいいます。また、原則として四つ目垣等の垣根で補助してください。 ・ 生垣を二重に配置したときは、原則として、二重になっている部分を生垣ではなく個々の樹木として緑化面積の算出の対象とします。
ツタ類	・ 新植する場合は、壁面の長さに対して 1 mあたりに 1 株の植栽をするものをいいます。
壁面緑化	・ 壁面緑化については、既に植栽で覆われた部分の面積又は植栽で覆うための補助資材を設置した部分の面積を 1 m²当たり換算面積 1 m²として換算することができます。
芝生	・ 張芝、種子吹付、播芝、コケ類をいいます。
池その他これに類するもの	・ 遊水路を含みます。
花	・ 花壇（1 年草や宿根草などの草花が植栽されていること、又は草花が植えられる状態になっていること。）、地被植物（ササ類を含む。）及び畑をいいます。 ・ 宿根草及び地被植物の定義はそれぞれ下記のとおりとします。 ・ 宿根草 ： 生育後、開花、結実しても枯死せず、植物体の全体あるいは地下部が残り越冬するもので、周辺地域との調和が図られる植物。 ・ 地被植物： 一般的な用途として地表面を低く被覆する植物をさし、次の条件のいずれかが含まれるもの。 (ア) 植栽時の樹高が 30 cm未満の樹木 (イ) 流通規格が一般的にポット苗のもの
庭石類	・ 庭石、飛び石、敷き石等の自然石（砂利、碎石、砂、インターロッキング等は含まない。）で、植栽と一体となり、庭の一部を構成している状態のものをいいます。 ・ 庭石類を敷き詰める場合は、乱張りとし、目地をモルタル等でふさがないものであり、かつ、駐車場、通路等としての利用がないものに限ります。

«シンボルツリーとして植樹する場合»

大径木に育てることを前提として、十分な生育空間の確保や植栽基盤の確保など、下記の条件を満たせば、生育後の樹木の大きさ（高さ 6 m～10m）で緑化面積に反映させることができます。

- ・ 新植時の高さが 3 m以上であること。
- ・ 大きくなる樹種であること。（「緑化の留意点と参考となる事例」に記載の中樹冠・大樹冠となる高木性の樹種。その他の樹種については応相談。）
- ・ 植える樹木を中心として半径 2.5m以内に、建築物や工作物、駐車桟等の樹木の生長に差支えるものがなく、良好な植栽基盤も同様に確保すること。（グラウンドカバー等は植栽しても問題ありません。）

■ 広場創出の効果をさらに高める取組 ■

i 誘導用途と一体的に機能する広場

a 基本要件

地域交流拠点の主要な路線に面して生活を支える機能やにぎわいを生む機能を配置し、これと一体的に機能するよう整備した滞留空間であること。

b 形状・規模等

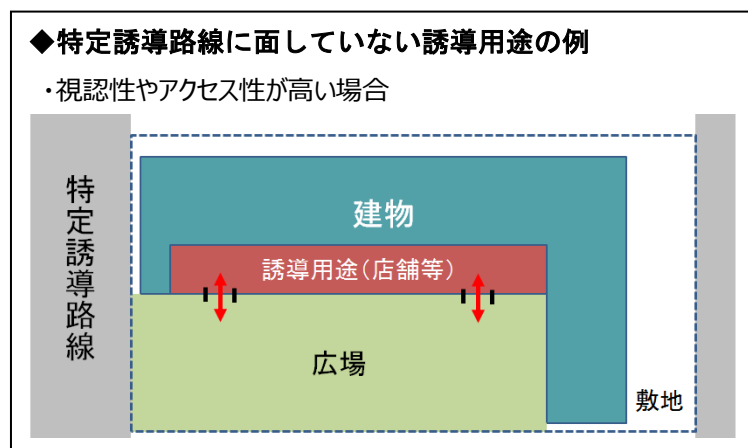
整備基準

- ・ 特定誘導路線に接する敷地において設ける広場で、誘導用途（運用方針第3章3-2の別表に定める用途）に供する部分に面して、これと一体的に利用できるものとしてください。
- ・ 誘導用途に供する部分は、建築物の1階部分に設けるものとし、その面積は敷地面積の10%以上としてください。また、原則として特定誘導路線に面して設けるものとしてください。
- ・ 誘導用途に供する部分の出入口は、広場の機能を高める位置に設けてください。
- ・ 建築物1階の特定誘導路線に面する部分には、住室又は住戸を設けないでください。なお、隅切り部も特定誘導路線に面する部分とみなします。

協議事項

- ・ 誘導用途に供する部分は、ガラスのファサードとするなど、建物内部の様子が歩行者から見えるようなデザインとしましょう。
- ・ 誘導用途に供する部分の出入口は、広場に面して設けるようにしてください。また、誘導用途に供する部分が特定誘導路線に面している場合には、原則として特定誘導路線に面する部分にも出入口を設けることとします。
- ・ 特定誘導路線に面していない位置に誘導用途を設ける場合は、特定誘導路線からの視認性が高く、アクセスしやすい配置としてください。

設計のポイント



ii 特定誘導路線沿いの広場

a 基本要件

にぎわいの連続を特に積極的に進めるため、特定誘導路線に面して整備した、人が集まる場所としての地域交流拠点の魅力を高める滞留空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 建築物 1 階の特定誘導路線に面する部分には、住室又は住戸を設けないでください。
- ・ 路線沿線のにぎわいを分断させず、オープンスペース内での居心地を損ねることのないよう、しつらえてください。

iii 屋外の屋根で覆われた広場

a 基本要件

積雪寒冷地にふさわしい四季を通じて活用ができる滞留空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ ピロティや雪よけの庇等が設けられた空間などの屋根で覆われた広場としてください。
- ・ 季節や天候を問わず快適に利用できるしつらえとしてください。

協議事項

- ・ 快適な滞留環境創出のため、天井の高さは 3.0m 以上、屋根で覆われた部分の最低幅は 2.0 m としてください。
- ・ 広場の内、一部にのみ屋根を設ける場合も有効です。
- ・ 広場内に柱を設ける場合には、滞留空間の機能を妨げない位置や大きさとしてください。

設計のポイント

◆維持管理のしやすい屋根

屋根は安全性に配慮されたもので、経年変化に強く、維持管理がしやすいものとするにより、天候に左右されない快適な滞留空間を維持することができます。

◆屋根の高さ

屋根の高さは、利用者が感じる空間の広がり感に影響を与えます。天井の高い印象的な滞留空間とすることにより、開放的な環境の創出につながります。

iv 屋内広場

a 基本要件

積雪寒冷地にふさわしい四季を通じて活用ができる滞留空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ アトリウムなど、屋内に設けられた広場としてください。
- ・ 原則として、屋内広場の配置は、道路に面する位置に設けるなど、敷地外から容易に視認できるようにしてください。
- ・ 季節や天候を問わず快適に利用できるしつらえとしてください。
- ・ 広場の面積は、敷地面積に関わらず 50 m²以上あれば良いこととします。

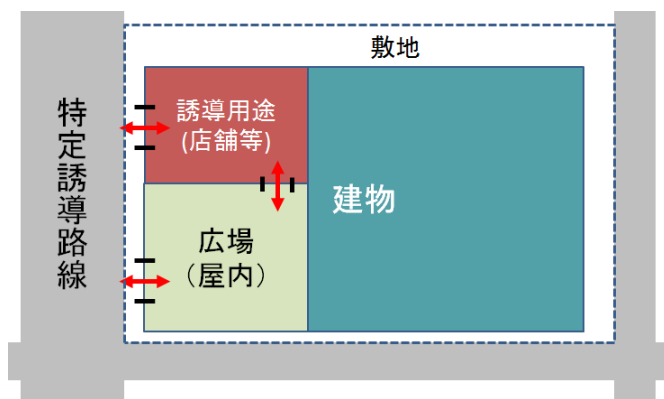
協議事項

- ・ 快適な滞留環境創出のため、天井の高さは 3.0m以上としてください。
- ・ サインによる誘導などにより、誰もが利用できる広場であることが容易に認識できるように、しつらえましょう。
- ・ 広場内に柱を設ける場合には、滞留空間の機能を妨げない位置や大きさとしてください。
- ・ 冬期間も暖かく快適に利用できる広場としてください。

設計のポイント

◆屋内広場の位置例

・道路に面する位置に設け、敷地外から容易に視認できる場合



◆吹抜けのある屋内広場

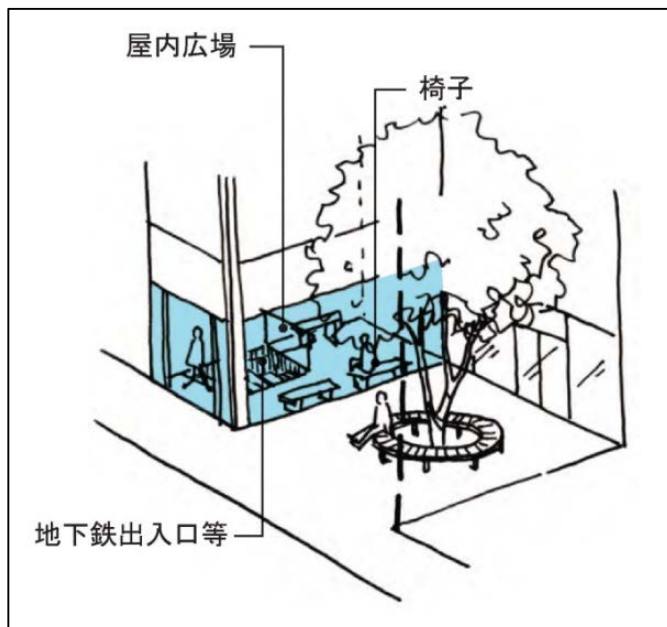
建物の2階部分までを吹抜けでつなぐ屋内広場は、面積が小さい広場であっても、利用者が空間を広く感じられるなどのメリットがあります。

◆屋内広場の植栽

屋内に設ける植栽は、生育上の観点から、日照条件や維持管理計画を踏まえた上で、適切な植栽の種類や基盤を検討しましょう。



屋内緑化と滞留空間



◆屋根の高さ

屋根の高さは、利用者が感じる空間の広がり感に影響を与えます。天井の高い印象的な滞留空間など、空間形成の目的に応じたしつらえを検討しましょう。

v 地下鉄駅等へ接続する建築物内の広場

a 基本要件

地下鉄駅等と接続した建築物内において、移動環境としての魅力や利便性を向上させるために計画する滞留空間であること。

b 形状・規模等

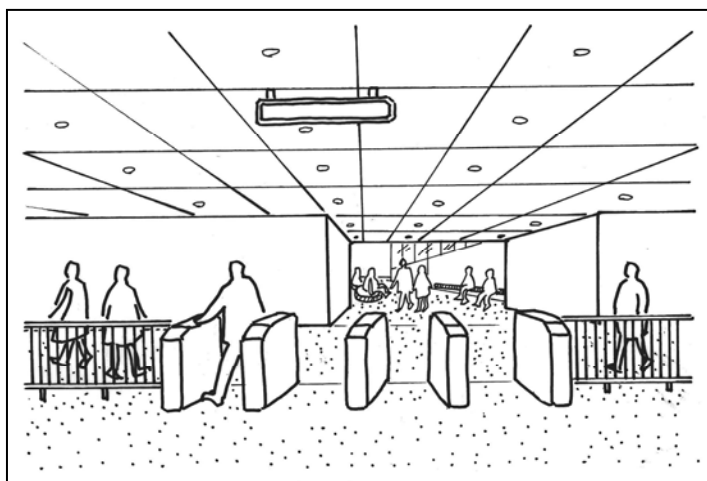
整備基準

- ・ 地下鉄等の駅へ接続するエレベーター等を備えた建築物内に整備してください。
- ・ 原則として、広場の配置は地下鉄等の駅へ接続する広く一般の用に供する通路に接することとし、地下鉄等との接続部から広場を容易に視認できるようにしてください。
- ・ 季節や天候を問わず快適に利用できるしつらえとしてください。
- ・ 建築物と駅との接続の効果を高める位置や形状としてください。
- ・ 広場の面積は、敷地面積に関わらず 50 m²以上あれば良いこととします。

協議事項

- ・ 快適な滞留環境創出のため、天井の高さは 3.0m 以上としてください。
- ・ サインによる誘導などにより、誰もが利用できる広場であることが容易に認識できるようしつらえてください。
- ・ 地下鉄駅と接続した建物内の地下階に広場を設ける場合、採光には特に配慮しましょう。

設計のポイント



◆開放的な地下広場

地下と地上とを吹抜けでつなぐ地下広場は、地上から自然光を取り入れられることや、面積が小さい広場であっても利用者が空間を広く感じられることなどが期待できます。

◆駅利用者の利便性を高める広場の配置

地下鉄駅のコンコースやＪＲ駅の空中歩廊等から直接見える位置に広場があると、駅利用者が休憩や待ち合わせに利用するなどの活用が期待できます。

vi 交差点に面する広場

a 基本要件

街角のにぎわいを創出する滞留空間であること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ 街区の角にある敷地の角部分に設けてください。
- ・ 2面の道路に接する特性を生かした形状やしつらえとしてください。

協議事項

- ・ 原則として接する2面の道路の通り抜けができるようにしてください。ただし、広場の使われ方が想定され、そのしつらえが広場の機能と魅力を高める場合はこの限りではありません。
- ・ 両方の通りに向けた顔づくりをし、街並みの表情づくりのポイントとして、街角の印象を高めるしつらえとしてください。

設計のポイント



通り抜けができる敷地の角部分

◆街区の角の活用

交差点に面した部分に設けるオープンスペースであることから、多様な活用が期待できます。例えば、信号待ちの際に滞留するスペースとして活用できます。また、庇や植栽の配置を工夫すると、雨避けや日陰が作られ、天候を問わず快適な待合空間を創出することができます。

◆見通しの向上

道路の曲がり角をあけることで、双方の道路の見通しが良くなり、街並みの印象が高まります。

vii バスなどの待合機能を備えた広場

a 基本要件

交通結節点としての乗継等の利便性を向上させるため、移動環境の向上に寄与する待合空間を計画するものであること。

b 形状・規模等

整備基準

- ・ バス停留所やタクシー乗り場（以下「停留所等」という）のある歩道に近接して設けてください。
- ・ バスやタクシー等の待合のための機能を備え、必要なベンチを置くなど、待合空間としての利用に適したものとしてください。
- ・ 停留所等から容易に視認できる広場としてください。
- ・ 季節や天候を問わず利用できるよう、整備する広場のうち、バス待ち等にふさわしい規模の屋根又は屋内の部分を確認してください。一体として機能すると認められた広場全体を、待合機能を備えた広場とみなします。
- ・ 広場の面積は、敷地面積に関わらず 50 m²以上あれば良いこととします。

協議事項

- ・ 快適な待合環境創出のため、屋根で覆われた部分の最低幅は、2.0mとしてください。
- ・ 停留所等へ安全かつ円滑に移動できるよう、動線上の障害等が無いようにしつらえてください。
- ・ 停留所等の利用状況に応じて、ベンチの数や配置、時刻表の設置などを検討しましょう。